

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数 (%)	
									2015→2025	2015→2045
石狩	札幌市	226,695	277,084	347,771	391,789	406,160	415,742	427,106	153.41	188.41
	中央区	24,959	29,969	37,430	42,503	45,694	49,425	53,655	149.97	214.97
	北区	32,003	38,827	48,746	55,000	56,455	57,223	59,067	152.32	184.57
	東区	28,102	33,980	42,668	47,810	48,873	49,685	51,886	151.83	184.63
	白石区	22,530	27,248	33,626	37,423	38,764	40,349	42,591	149.25	189.04
	豊平区	24,892	30,115	36,873	40,762	42,264	43,883	46,072	148.13	185.09
	南区	21,862	26,283	32,225	35,462	35,852	35,359	33,682	147.40	154.07
	西区	25,788	31,596	39,264	43,879	45,080	45,767	46,944	152.26	182.04
	厚別区	16,211	20,243	25,759	29,223	30,466	30,886	30,992	158.90	191.18
	手稲区	17,279	21,994	28,935	33,536	34,912	34,848	34,172	167.46	197.77
	清田区	13,069	16,829	22,245	26,191	27,800	28,317	28,045	170.21	214.59
	江別市	15,564	18,317	22,362	25,235	26,158	26,441	25,919	143.68	166.53
	千歳市	9,229	11,035	13,555	15,111	15,569	15,964	16,709	146.87	181.05
	恵庭市	8,395	9,980	12,207	13,633	13,968	14,153	14,447	145.41	172.09
	北広島市	7,592	9,125	11,304	12,340	12,346	12,040	11,842	148.89	155.98
	石狩市	7,478	8,992	11,709	13,036	12,596	11,817	11,200	156.58	149.77
	当別町	2,570	2,896	3,399	3,665	3,772	3,863	3,701	132.26	144.01
新篠津村	627	642	691	697	670	635	579	110.21	92.34	
計		278,150	338,071	422,998	475,506	491,239	500,655	511,503	152.08	183.89

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
南 渡 島	函 館 市	42,829	45,680	51,109	52,376	49,676	46,387	44,094	119.33	102.95
	北 斗 市	5,999	6,405	7,294	7,784	7,612	7,497	7,475	121.59	124.60
	松 前 町	1,797	1,709	1,705	1,566	1,297	1,026	828	94.88	46.08
	福 島 町	994	944	920	904	780	639	512	92.56	51.51
	知 内 町	824	841	904	940	900	807	711	109.71	86.29
	木 古 内 町	1,117	1,103	1,072	1,030	902	779	638	95.97	57.12
	七 飯 町	4,640	4,992	5,737	6,177	6,076	5,824	5,514	123.64	118.84
	鹿 部 町	634	750	866	836	764	670	609	136.59	96.06
	森 町	2,788	2,776	3,023	3,057	2,739	2,408	2,182	108.43	78.26
計		61,622	65,200	72,630	74,670	70,746	66,037	62,563	117.86	101.53
南 檜 山	江 差 町	1,575	1,542	1,592	1,576	1,469	1,310	1,153	101.08	73.21
	上ノ国町	1,007	1,001	1,043	1,000	886	773	650	103.57	64.55
	厚 沢 部 町	899	834	824	828	764	690	579	91.66	64.40
	乙 部 町	855	855	882	860	751	632	547	103.16	63.98
	奥 尻 町	551	527	540	527	489	421	346	98.00	62.79
計		4,887	4,759	4,881	4,791	4,359	3,826	3,275	99.88	67.01
北渡島檜山	八 雲 町	2,794	2,775	3,021	3,118	2,963	2,718	2,420	108.12	86.61
	長 万 部 町	1,318	1,174	1,105	1,072	988	908	764	83.84	57.97
	今 金 町	1,193	1,194	1,265	1,295	1,230	1,154	1,012	106.04	84.83
	せ た な 町	2,053	2,053	2,058	2,053	1,870	1,640	1,402	100.24	68.29
計		7,358	7,196	7,449	7,538	7,051	6,420	5,598	101.24	76.08

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
後志	小樽市	22,846	23,908	26,228	25,955	23,327	20,876	19,146	114.80	83.80
	島牧村	333	317	302	267	230	197	185	90.69	55.56
	寿都町	635	605	583	558	498	422	355	91.81	55.91
	黒松内町	737	704	684	673	650	618	560	92.81	75.98
	蘭越町	1,005	980	1,013	1,016	969	903	820	100.80	81.59
	ニセコ町	701	723	823	891	893	914	961	117.40	137.09
	真狩村	389	397	428	442	441	423	375	110.03	96.40
	留寿都村	269	263	262	285	300	300	278	97.40	103.35
	喜茂別町	482	473	481	458	408	373	339	99.79	70.33
	京極町	692	688	720	720	669	608	560	104.05	80.92
	倶知安町	1,815	1,892	2,128	2,201	2,146	2,049	1,999	117.25	110.14
	共和町	947	959	987	996	956	924	885	104.22	93.45
	岩内町	2,268	2,190	2,196	2,120	1,869	1,715	1,562	96.83	68.87
	泊村	359	331	327	312	288	265	240	91.09	66.85
	神恵内村	303	279	268	264	242	213	182	88.45	60.07
	積丹町	520	462	439	396	323	269	236	84.42	45.38
	古平町	724	666	628	578	499	433	390	86.74	53.87
	仁木町	680	690	732	742	667	586	529	107.65	77.79
	余市町	3,792	3,772	4,063	4,099	3,784	3,387	3,036	107.15	80.06
赤井川村	188	188	199	200	173	155	146	105.85	77.66	
計		39,685	40,487	43,491	43,173	39,332	35,630	32,784	109.59	82.61
留萌	留萌市	3,769	4,102	4,477	4,545	4,188	3,786	3,401	118.78	90.24
	増毛町	1,072	1,007	1,009	988	850	767	655	94.12	61.10
	小平町	690	686	662	642	581	520	465	95.94	67.39
	苫前町	764	700	643	601	544	480	427	84.16	55.89
	羽幌町	1,605	1,650	1,723	1,689	1,526	1,351	1,193	107.35	74.33
	初山別村	251	234	214	197	185	176	165	85.26	65.74
	遠別町	630	618	614	615	582	539	472	97.46	74.92
	天塩町	557	539	592	628	590	548	475	106.28	85.28
	計		9,338	9,536	9,934	9,905	9,046	8,167	7,253	106.38

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
南 空 知	夕張市	2,528	2,245	1,996	1,724	1,366	1,083	863	78.96	34.14
	岩見沢市	13,991	14,877	16,684	17,300	16,895	15,975	14,756	119.25	105.47
	美唄市	4,741	4,828	5,071	4,953	4,498	3,981	3,514	106.96	74.12
	三笠市	2,401	2,225	2,099	1,854	1,502	1,228	1,003	87.42	41.77
	南幌町	1,251	1,332	1,533	1,707	1,848	1,971	1,876	122.54	149.96
	由仁町	1,107	1,089	1,100	1,103	999	921	826	99.37	74.62
	長沼町	2,108	2,254	2,495	2,615	2,600	2,567	2,391	118.36	113.43
	栗山町	2,468	2,635	2,867	2,890	2,680	2,475	2,266	116.17	91.82
	月形町	835	878	982	1,029	1,019	999	979	117.60	117.25
	計	31,430	32,363	34,827	35,175	33,407	31,200	28,474	110.81	90.59
中 空 知	芦別市	3,503	3,453	3,430	3,217	2,799	2,404	2,046	97.92	58.41
	赤平市	2,727	2,634	2,643	2,433	2,101	1,821	1,513	96.92	55.48
	滝川市	6,798	7,495	8,536	8,943	8,563	8,214	7,769	125.57	114.28
	砂川市	3,408	3,589	3,887	3,913	3,649	3,357	3,020	114.06	88.62
	歌志内市	915	830	768	704	577	467	360	83.93	39.34
	奈井江町	1,234	1,276	1,330	1,350	1,259	1,176	1,068	107.78	86.55
	上砂川町	939	907	851	756	620	498	401	90.63	42.71
	浦臼町	438	438	430	445	395	356	299	98.17	68.26
	新十津川町	1,500	1,587	1,721	1,746	1,680	1,599	1,513	114.73	100.87
	雨竜町	631	617	645	635	593	552	482	102.22	76.39
計	22,093	22,826	24,241	24,142	22,236	20,444	18,471	109.72	83.61	
北 空 知	深川市	4,692	4,984	5,298	5,235	4,860	4,449	4,068	112.92	86.70
	妹背牛町	758	744	787	768	695	592	507	103.83	66.89
	秩父別町	618	600	591	569	527	472	426	95.63	68.93
	北竜町	495	522	522	487	457	402	360	105.45	72.73
	沼田町	744	721	752	719	665	619	550	101.08	73.92
計	7,307	7,571	7,950	7,778	7,204	6,534	5,911	108.80	80.90	

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数 (%)	
									2015→2025	2015→2045
西胆振	室蘭市	14,886	16,062	17,298	16,751	14,661	12,819	11,621	116.20	78.07
	登別市	8,185	9,315	10,741	11,121	10,391	9,649	9,030	131.23	110.32
	伊達市	6,279	6,882	7,728	8,021	7,665	7,138	6,708	123.08	106.83
	豊浦町	898	877	898	895	839	782	728	100.00	81.07
	壮瞥町	738	775	826	837	796	733	652	111.92	88.35
	洞爺湖町	2,034	2,127	2,268	2,213	2,053	1,834	1,654	111.50	81.32
	計	33,020	36,038	39,759	39,838	36,405	32,955	30,393	120.41	92.04
東胆振	苫小牧市	20,532	24,252	29,967	33,701	33,809	32,977	32,124	145.95	156.46
	白老町	3,468	3,932	4,368	4,348	3,804	3,271	2,941	125.95	84.80
	厚真町	928	961	1,028	1,061	1,043	991	883	110.78	95.15
	安平町	1,448	1,519	1,643	1,596	1,489	1,354	1,273	113.47	87.91
	むかわ町	1,687	1,686	1,739	1,745	1,585	1,414	1,176	103.08	69.71
	計	28,063	32,350	38,745	42,451	41,730	40,007	38,397	138.06	136.82
日高	日高町	2,055	2,144	2,305	2,366	2,234	2,061	1,847	112.17	89.88
	平取町	870	885	934	909	834	760	704	107.36	80.92
	新冠町	950	946	1,032	1,092	1,077	1,022	978	108.63	102.95
	浦河町	2,012	2,071	2,234	2,328	2,225	2,064	1,886	111.03	93.74
	様似町	879	847	890	914	830	735	639	101.25	72.70
	えりも町	708	687	740	800	795	715	659	104.52	93.08
	新ひだか町	3,907	4,143	4,449	4,526	4,245	3,994	3,661	113.87	93.70
	計	11,381	11,723	12,584	12,935	12,240	11,351	10,374	110.57	91.15

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
宗谷	稚内市	5,052	5,364	5,926	6,039	5,645	5,210	4,797	117.30	94.95
	猿払村	324	319	349	370	394	389	373	107.72	115.12
	浜頓別町	661	673	750	782	748	658	551	113.46	83.36
	中頓別町	373	381	395	383	355	310	272	105.90	72.92
	枝幸町	1,374	1,412	1,506	1,522	1,404	1,262	1,100	109.61	80.06
	豊富町	677	664	700	777	774	705	606	103.40	89.51
	礼文町	527	468	458	467	435	374	319	86.91	60.53
	利尻町	498	471	464	431	367	306	251	93.17	50.40
	利尻富士町	613	575	544	520	489	441	381	88.74	62.15
	幌延町	337	325	350	381	368	338	285	103.86	84.57
計	10,436	10,652	11,442	11,672	10,979	9,993	8,935	109.64	85.62	
北網	北見市	18,333	20,579	24,071	25,828	25,741	25,179	24,095	131.30	131.43
	網走市	5,259	5,841	6,858	7,351	7,341	7,087	6,679	130.41	127.00
	美幌町	3,415	3,636	4,102	4,224	4,113	3,980	3,710	120.12	108.64
	津別町	1,177	1,148	1,163	1,138	986	869	736	98.81	62.53
	斜里町	1,844	1,922	2,111	2,229	2,118	1,972	1,764	114.48	95.66
	清里町	870	855	887	851	789	708	615	101.95	70.69
	小清水町	986	985	1,054	1,060	1,017	965	849	106.90	86.11
	訓子府町	978	1,034	1,138	1,166	1,111	1,036	917	116.36	93.76
	置戸町	778	776	787	764	701	622	553	101.16	71.08
	大空町	1,351	1,379	1,515	1,586	1,571	1,525	1,402	112.14	103.77
計	34,991	38,155	43,686	46,197	45,488	43,943	41,320	124.85	118.09	
遠紋	紋別市	3,936	4,184	4,559	4,605	4,370	4,099	3,733	115.83	94.84
	佐呂間町	1,117	1,108	1,177	1,177	1,083	959	830	105.37	74.31
	遠軽町	4,002	4,151	4,415	4,379	4,065	3,741	3,463	110.32	86.53
	湧別町	1,878	1,852	1,901	1,903	1,818	1,695	1,531	101.22	81.52
	滝上町	660	604	591	555	505	457	382	89.55	57.88
	興部町	663	624	648	636	624	552	484	97.74	73.00
	西興部村	247	233	213	207	199	206	184	86.23	74.49
	雄武町	779	763	764	774	735	678	607	98.07	77.92
計	13,282	13,519	14,268	14,236	13,399	12,387	11,214	107.42	84.43	

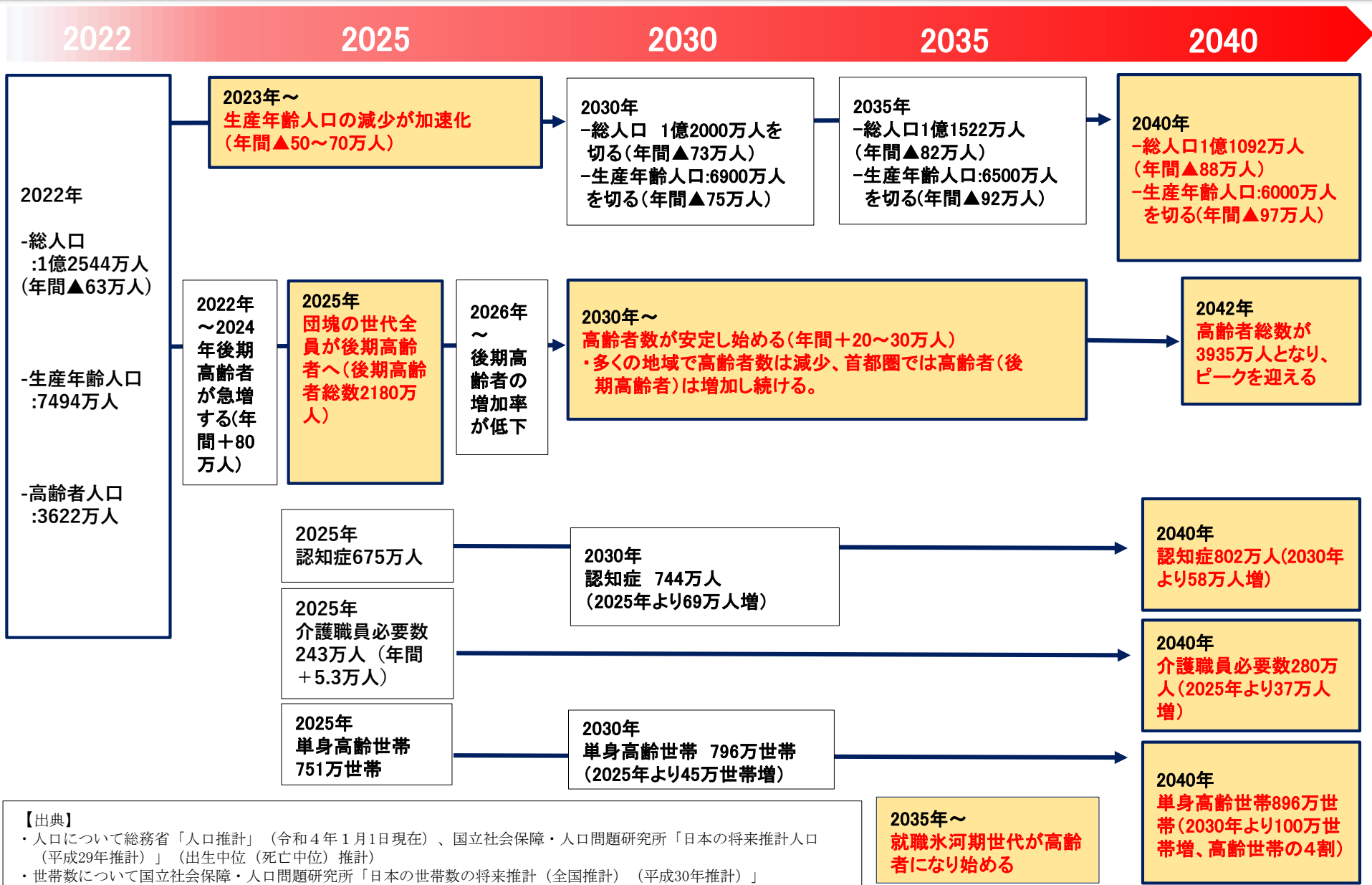
75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
上川中部	旭川市	52,481	60,854	72,316	77,701	76,739	74,149	71,887	137.79	136.98
	鷹栖町	1,064	1,151	1,312	1,386	1,362	1,299	1,252	123.31	117.67
	東神楽町	1,375	1,599	1,888	2,133	2,285	2,382	2,451	137.31	178.25
	当麻町	1,495	1,515	1,649	1,625	1,541	1,437	1,315	110.30	87.96
	比布町	868	850	856	816	755	679	602	98.62	69.35
	愛別町	701	703	705	665	593	501	433	100.57	61.77
	上川町	909	842	807	732	614	497	390	88.78	42.90
	東川町	1,337	1,502	1,770	1,859	1,793	1,725	1,707	132.39	127.67
	美瑛町	2,112	2,136	2,199	2,178	2,011	1,885	1,775	104.12	84.04
	幌加内町	331	320	317	285	242	208	178	95.77	53.78
	計	62,673	71,472	83,819	89,380	87,935	84,762	81,990	133.74	130.82
上川北部	士別市	4,146	4,361	4,637	4,635	4,378	4,039	3,651	111.84	88.06
	名寄市	4,614	4,828	5,260	5,223	4,947	4,655	4,385	114.00	95.04
	和寒町	880	874	886	828	747	644	575	100.68	65.34
	剣淵町	675	669	681	708	684	635	554	100.89	82.07
	下川町	773	746	744	718	641	564	502	96.25	64.94
	美深町	1,019	983	970	955	864	779	678	95.19	66.54
	音威子府村	137	117	105	113	119	99	76	76.64	55.47
	中川町	351	360	345	320	299	288	260	98.29	74.07
	計	12,595	12,938	13,628	13,500	12,679	11,703	10,681	108.20	84.80
富良野	富良野市	3,796	4,031	4,473	4,615	4,579	4,456	4,334	117.83	114.17
	上富良野町	1,682	1,764	1,982	2,034	1,959	1,834	1,736	117.84	103.21
	中富良野町	952	935	987	995	976	957	888	103.68	93.28
	南富良野町	484	457	455	435	417	378	365	94.01	75.41
	占冠村	169	154	164	163	149	135	119	97.04	70.41
	計	7,083	7,341	8,061	8,242	8,080	7,760	7,442	113.81	105.07

75歳以上人口の推移

二次医療圏	市区町村	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	指数(%)	
									2015→2025	2015→2045
十	勝帯広市	21,781	25,667	30,866	34,114	35,101	35,732	35,838	141.71	164.54
	音更町	5,964	6,979	8,322	9,163	9,458	9,851	10,067	139.54	168.80
	士幌町	995	994	1,082	1,198	1,231	1,188	1,101	108.74	110.65
	上士幌町	969	978	993	992	937	841	739	102.48	76.26
	鹿追町	880	902	968	1,035	1,009	999	939	110.00	106.70
	新得町	1,179	1,190	1,232	1,211	1,128	1,036	934	104.50	79.22
	清水町	1,809	1,933	2,116	2,206	2,140	2,019	1,900	116.97	105.03
	芽室町	2,654	2,957	3,474	3,870	4,002	4,144	4,171	130.90	157.16
	中札内村	574	619	692	713	729	748	757	120.56	131.88
	更別村	562	571	586	613	639	651	631	104.27	112.28
	大樹町	1,074	1,125	1,211	1,257	1,202	1,126	1,025	112.76	95.44
	広尾町	1,318	1,367	1,471	1,501	1,417	1,285	1,146	111.61	86.95
	幕別町	4,003	4,615	5,580	6,119	6,307	6,372	6,272	139.40	156.68
	池田町	1,524	1,588	1,722	1,746	1,609	1,488	1,351	112.99	88.65
	豊頃町	686	691	703	688	656	588	509	102.48	74.20
	本別町	1,495	1,567	1,676	1,694	1,544	1,386	1,209	112.11	80.87
	足寄町	1,449	1,436	1,508	1,460	1,323	1,165	992	104.07	68.46
	陸別町	504	496	510	497	440	390	349	101.19	69.25
	浦幌町	1,033	981	1,011	1,008	916	815	671	97.87	64.96
計	50,453	56,656	65,723	71,085	71,788	71,824	70,601	130.27	139.93	
釧路	釧路市	25,756	28,805	33,055	35,251	34,137	32,389	30,725	128.34	119.29
	釧路町	2,275	2,640	3,227	3,716	3,857	3,840	3,610	141.85	158.68
	厚岸町	1,682	1,709	1,755	1,788	1,706	1,602	1,425	104.34	84.72
	浜中町	912	881	931	1,000	983	926	818	102.08	89.69
	標茶町	1,339	1,353	1,410	1,466	1,460	1,350	1,203	105.30	89.84
	弟子屈町	1,452	1,584	1,690	1,709	1,610	1,494	1,356	116.39	93.39
	鶴居村	432	472	547	607	616	585	545	126.62	126.16
	白糠町	1,510	1,450	1,509	1,486	1,307	1,119	986	99.93	65.30
	計	35,358	38,894	44,124	47,023	45,676	43,305	40,668	124.79	115.02
根室	根室市	4,106	4,302	4,540	4,548	4,196	3,862	3,526	110.57	85.87
	別海町	1,827	1,953	2,258	2,562	2,644	2,564	2,344	123.59	128.30
	中標津町	2,632	3,079	3,717	4,293	4,487	4,596	4,639	141.22	176.25
	標津町	716	774	889	922	890	829	768	124.16	107.26
	羅臼町	748	764	794	832	811	804	776	106.15	103.74
計	10,029	10,872	12,198	13,157	13,028	12,655	12,053	121.63	120.18	

2040年までの人口に関する見通し



【出典】
 ・人口について総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
 ・世帯数について国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」
 ・認知症について厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者b二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
 ・介護職員数の必要数についてb市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

医療計画制度

医療計画に係る医療法の改正の主な経緯

改正年	改正の趣旨等	主な改正内容等
昭和23年 医療法制定	終戦後、医療機関の量的整備が急務とされる中で、医療水準の確保を図るため、病院の施設基準等を整備	○病院の施設基準を創設
昭和60年	医療施設の量的整備が全国的にほぼ達成されたことに伴い、医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進を目指したもの。	○医療計画制度の導入 ・二次医療圏ごとに必要病床数を設定
平成4年	人口の高齢化等に対応し、患者の症状に応じた適切な医療を効率的に提供するための医療施設機能の体系化、患者サービスの向上を図るための患者に対する必要な情報の提供等を行ったもの。	○特定機能病院の制度化 ○療養型病床群の制度化
平成9年	要介護者の増大等に対し、介護体制の整備、日常生活圏における医療需要に対する医療提供、患者の立場に立った情報提供体制、医療機関の役割分担の明確化及び連携の促進等を行ったもの。	○診療所への療養型病床群の設置 ○地域医療支援病院制度の創設 ○医療計画制度の充実 ・二次医療圏ごとに以下の内容を記載 地域医療支援病院、療養型病床群の整備目標 医療関係施設間の機能分担、業務連携
平成12年	高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備等を行ったもの。	○療養病床、一般病床の創設 ○医療計画制度の見直し ・基準病床数
平成18年	質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等を行ったもの。	○都道府県の医療対策協議会制度化 ○医療計画制度の見直し ・4疾病・5事業の具体的な医療連携体制を位置付け
平成23年	「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされた。	○疾病・事業ごとのPDCAサイクル ○在宅医療の医療連携体制に求められる機能の明示 ○精神疾患を既存の4疾病に追加し、5疾病となった
平成26年	社会保障と税の一体改革として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、所要の整備等を行う。	○病床機能報告制度の創設 ○地域医療構想の策定、地域医療構想調整会議の設置 ○地域医療介護総合確保基金の創設
※平成27年の改正で「地域医療連携推進法人」の認定制度を創設		
平成30年	地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師確保に関する事項の策定等の措置を講ずる。	○医師確保計画の策定 ○外来医療提供体制の確保 ○地域医療構想の実現のため知事権限の追加
令和3年	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項を医療計画へ位置付け。	○医療計画制度の見直し ・第8次医療計画から、新興感染症等の感染拡大時における医療を既存の5事業に追加し、5疾病・6事業に ○外来医療の機能の明確化、連携

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、**地域の実情に応じて**、当該都道府県における**医療提供体制の確保を図るための計画**(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき**第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる**疾病として厚生労働省令で定めるもの**の治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「**救急医療等確保事業**」という。)に関する事項(ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。)

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

へ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として**厚生労働省令で定める基準に従い定める区域**（以下「**構想区域**」という。）

5 疾病

在宅医療

5 事業

+ 1 事業

ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（※令和3年5月28日公布、令和6年4月1日施行）

地域医療構想

病床機能報告制度

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

外来医療計画

医師確保計画

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

十四 主として病院の病床(次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

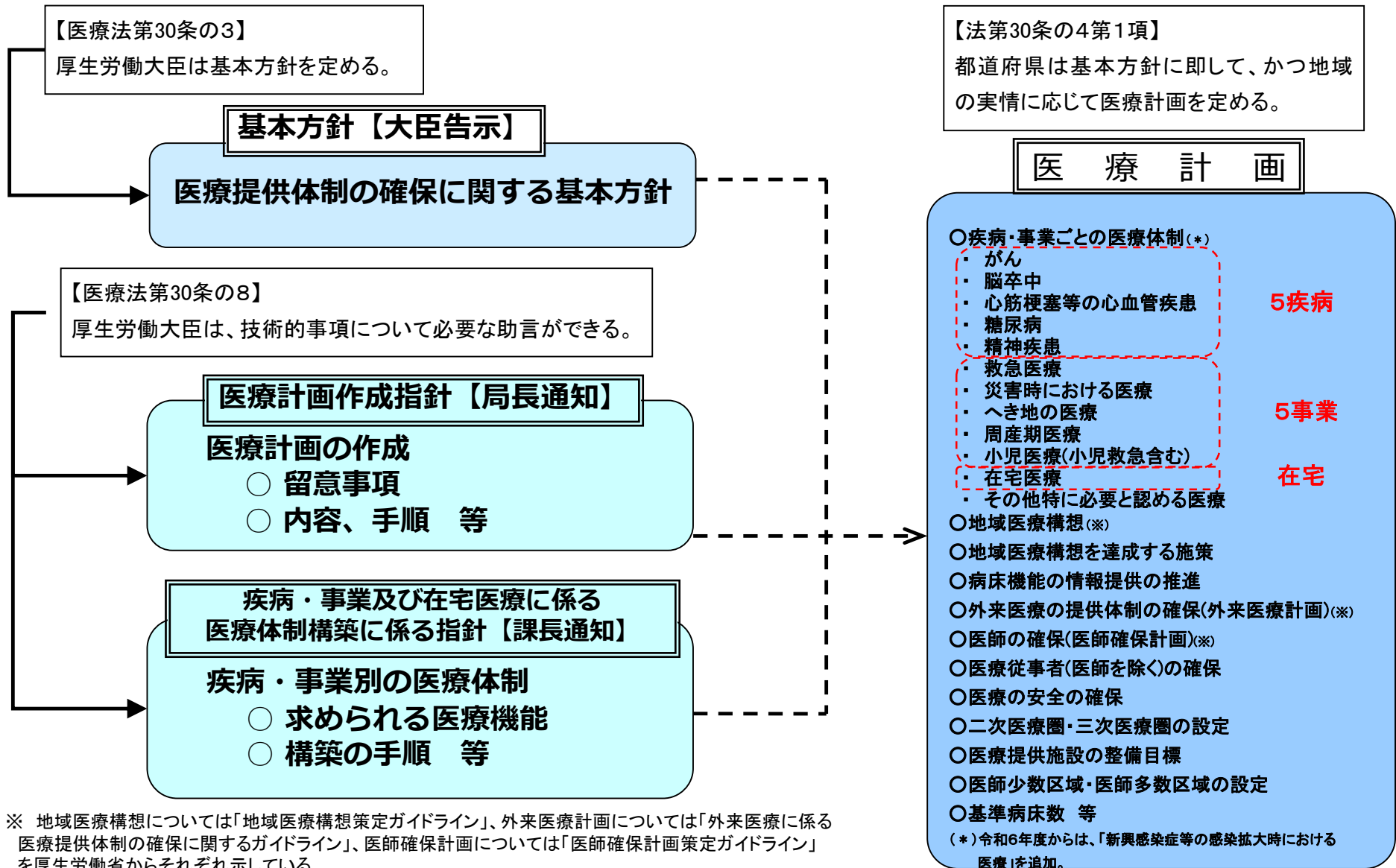
十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

二次医療圏

三次医療圏

基準病床数

医療計画の策定に係る指針等の全体像



※ 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示している。

医療計画について

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和2年4月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

三次医療圏

52医療圏（令和2年4月現在）

※都道府県ごとに1つ
（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

○地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

5事業(*)…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

(*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定



北海道医療計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月
北海道

目次

第1章 基本的考え方	
第1節 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
第2節 計画の位置づけ及び性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の範囲	4
1 第一次医療圏の設定とその考え方	4
2 第二次医療圏の設定とその考え方	4
3 第三次医療圏の設定とその考え方	5
第5節 基準病床数等	7
1 標準病床及び一般病床の基準病床数	7
2 地域医療構想における必要病床数	8
3 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数	9
第2章 地域の現状	
第1節 地理と交通	10
1 北海道の地域別状況や特殊性	10
2 交通機関の状況	10
3 生活圏	10
第2節 人口の推移	11
1 人口概況	11
2 人口動態	13
第3節 住民の健康状況	16
1 生活習慣の状況	16
2 生活習慣病の有病率・予病群の割合等	17
第4節 患者の受療動向等	18
1 患者の受療動向	18
2 患者数	19
3 病床利用率	21
4 病床稼働率の平均在院日数	22
第5節 医療提供施設の状況	23
1 病 院	23
2 診療所	24
3 在宅所	25
4 薬 局	25
5 訪問看護ステーション	25
第6節 医療従事者の年次推移	27
1 概 括	27
2 医師・歯科医師・薬剤師の状況	29
3 看護師・准看護師の状況	29
4 保健師・助産師の状況	29
5 歯科衛生士の状況	29
6 主な病院従事者の状況	30

第3章 医療圏・医療圏及び在宅医療のそれぞれに基く医療提供体制の構築	
第1節 概 括	31
1 概 括	31
2 公的医療機関等の役割	32
3 社会医療法人の役割	32
第2節 がんの医療提供体制	33
1 現 状	33
2 課 題	35
3 必要な医療機能	36
4 診療目標等	37
5 診療目標等を達成するために必要な施策	37
6 医療連携圏域の設定	39
7 医療機関等の具体的な名称	40
8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	41
9 薬局の役割	41
10 訪問看護ステーションの役割	41
第3節 脳卒中の医療提供体制	42
1 現 状	42
2 課 題	44
3 必要な医療機能	44
4 診療目標等	45
5 診療目標等を達成するために必要な施策	45
6 医療連携圏域の設定	47
7 医療機関等の具体的な名称	47
8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	47
9 薬局の役割	48
10 訪問看護ステーションの役割	48
第4節 心臓血管等の心血管疾患の医療提供体制	49
1 現 状	49
2 課 題	51
3 必要な医療機能	51
4 診療目標等	53
5 診療目標等を達成するために必要な施策	53
6 医療連携圏域の設定	54
7 医療機関等の具体的な名称	54
8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割	54
9 薬局の役割	54
10 訪問看護ステーションの役割	55
第5節 難症例の医療提供体制	56
1 現 状	56
2 課 題	57
3 必要な医療機能	58
4 診療目標等	59
5 診療目標等を達成するために必要な施策	59
6 医療連携圏域の設定	59
7 医療機関等の具体的な名称	60

現行計画：2018年度～2023年度の6年間

9	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	60
9	薬局の役割	60
10	訪問看護ステーションの役割	60
第6節	精神疾患の医療連携体制	62
1	現 状	62
2	課 題	65
3	必要な医療機能	69
4	診療目標等	70
5	診療目標等を達成するために必要な施策	70
6	医療連携領域の設定	74
7	医療機関等の具体的な名称	74
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	74
9	薬局の役割	75
10	訪問看護ステーションの役割	75
第7節	救急医療体制	76
1	現 状	76
2	課 題	80
3	必要な医療機能	80
4	診療目標等	81
5	診療目標等を達成するために必要な施策	81
6	医療連携領域の設定	82
7	医療機関等の具体的な名称	83
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	84
9	薬局の役割	84
10	訪問看護ステーションの役割	84
第8節	災害医療体制	86
1	現 状	86
2	課 題	87
3	必要な医療機能	88
4	診療目標等	88
5	診療目標等を達成するために必要な施策	88
6	医療連携領域の設定	89
7	医療機関等の具体的な名称	90
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	91
9	薬局の役割	91
10	訪問看護ステーションの役割	91
第9節	へき地医療体制	93
1	現 状	93
2	課 題	96
3	必要な医療機能	97
4	診療目標等	97
5	診療目標等を達成するために必要な施策	98
6	医療機関等の具体的な名称	100
7	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	100
8	薬局の役割	100
9	訪問看護ステーションの役割	100

第10節	高齢期医療体制	101
1	現 状	101
2	課 題	108
3	必要な医療機能	104
4	診療目標等	105
5	診療目標等を達成するために必要な施策	105
6	医療連携領域の設定	106
7	医療機関等の具体的な名称	107
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	108
9	薬局の役割	108
10	訪問看護ステーションの役割	108
第11節	小児医療体制（小児救急医療を含む）	109
1	現 状	109
2	課 題	114
3	必要な医療機能	114
4	診療目標等	114
5	診療目標等を達成するために必要な施策	115
6	医療連携領域の設定	116
7	医療機関等の具体的な名称	117
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	118
9	薬局の役割	118
10	訪問看護ステーションの役割	118
第12節	在宅医療の提供体制	120
1	現 状	120
2	課 題	123
3	必要な医療機能	123
4	診療目標等	125
5	診療目標等を達成するために必要な施策	127
6	医療連携領域の設定	129
7	医療機関等の具体的な名称	129
8	産科医療機関（産院産科、産科診療所）の役割	129
9	薬局の役割	130
10	訪問看護ステーションの役割	130

第4章	地域保健医療対策の推進	131
第1節	感染症対策	131
1	感染症対策	131
2	結核対策	132
3	エイズ対策	134
4	ウイルス性肝炎（B型・C型）対策	136
第2節	臓器等移植対策	138
1	臓器移植	138
2	骨髄及び造血幹細胞	140
第3節	難病対策	141
第4節	アレルギー対策	145

第5節	産科保健医療対策	148
1	地域産科保健医療	148
2	障がい者産科保健医療	149
3	離島・へき地における産科保健医療	150
4	高次産科医療及び休日救急産科医療	150
第6節	少後高齢化に伴い増加する疾病等対策	152

第5章 医療の供給確保と患者サービスの向上

第1節	医療従事者対策	155
第2節	医療情報の提供	159
第3節	医療機関相互の役割分担と連携の推進	160
1	地方・地域センター病院等の機能の充実	160
2	地域医療連携病院の整備	163
3	地域連携クリニック・カルパスの普及	165
第4節	医療に関する機能強化の推進	166
1	電子カルテ等医療情報の電子化の推進	166
2	機能連携技術（ICIT）を活用した情報共有の促進	167
3	遠隔医療システムの導入促進	168
4	医療情報システムの充実	170
第5節	医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備	171
1	医薬品の適正使用の推進	171
2	医薬品等の供給体制の整備	174
第6節	血液確保対策	176

第6章 関係各団体の連携

第1節	道 道	178
第2節	医 会	179
第3節	産科医師及び産科衛生士	185
第4節	薬剤師	187
第5節	看護職員	188
第6節	その他医療従事者	197
第7節	医療従事者の勤労環境改善	198

第7章 計画の推進と評価

第1節	計画の開始と医療機能構築の公表	200
第2節	計画を評価するための目標	200
第3節	計画の推進方針	206
1	目標達成のための推進体制と関係者の役割	206
2	計画の進捗管理	207

第8章 別 表

別表1	資料編	208
別表2		208
別表3		208
別表4		208
別表5		208
別表6		208
別表7		208
別表8		208
別表9		208
別表10		208
別表11		208
別表12		208
別表13		208
別表14		208
別表15		208
別表16		208
別表17		208
別表18		208
別表19		208
別表20		208
別表21		208
別表22		208
別表23		208
別表24		208
別表25		208
別表26		208
別表27		208
別表28		208
別表29		208
別表30		208
別表31		208
別表32		208
別表33		208
別表34		208
別表35		208
別表36		208
別表37		208
別表38		208
別表39		208
別表40		208
別表41		208
別表42		208
別表43		208
別表44		208
別表45		208
別表46		208
別表47		208
別表48		208
別表49		208
別表50		208
別表51		208
別表52		208
別表53		208
別表54		208
別表55		208
別表56		208
別表57		208
別表58		208
別表59		208
別表60		208
別表61		208
別表62		208
別表63		208
別表64		208
別表65		208
別表66		208
別表67		208
別表68		208
別表69		208
別表70		208
別表71		208
別表72		208
別表73		208
別表74		208
別表75		208
別表76		208
別表77		208
別表78		208
別表79		208
別表80		208
別表81		208
別表82		208
別表83		208
別表84		208
別表85		208
別表86		208
別表87		208
別表88		208
別表89		208
別表90		208
別表91		208
別表92		208
別表93		208
別表94		208
別表95		208
別表96		208
別表97		208
別表98		208
別表99		208
別表100		208



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画

(平成30年度～令和5年度)

<中間見直し>

令和3年3月

北海道

目次

第3章	5 疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築	
第2節	がんの医療連携体制	… 1
第3節	脳卒中の医療連携体制	… 11
第4節	心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	… 18
第5節	糖尿病の医療連携体制	… 25
第6節	精神疾患の医療連携体制	… 31
第7節	救急医療体制	… 46
第8節	災害医療体制	… 56
第9節	へき地医療体制	… 63
第10節	周産期医療体制	… 72
第11節	小児医療体制（小児救急医療を含む）	… 80
第12節	在宅医療の提供体制	… 91
第4章	地域保健対策の推進	
第1節	感染症対策	
1	感染症対策	… 103
第7章	計画の推進と評価	
第2節	計画を評価するための目標	… 105
参考資料		… 112

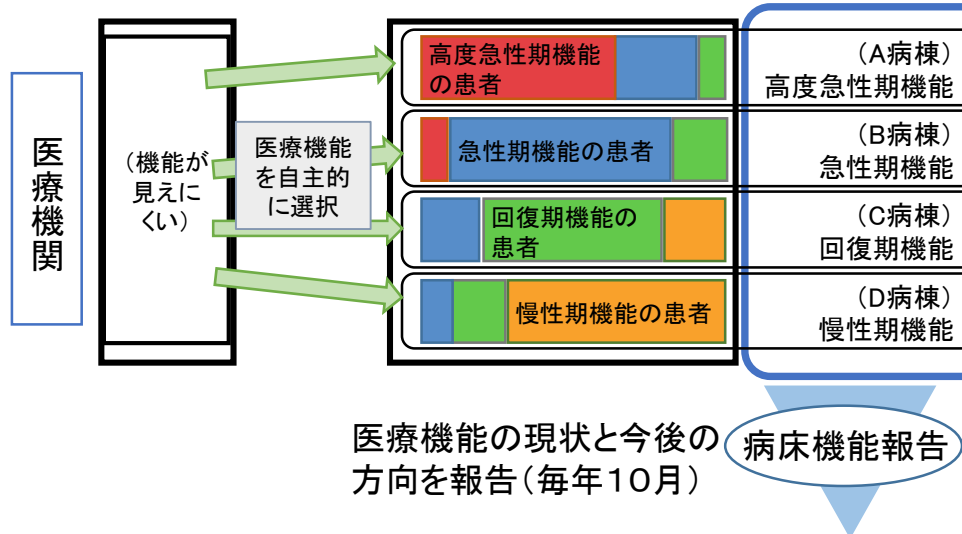
本冊子については、今回見直しを行った、5疾病5事業及び在宅医療並びに感染症対策の関係部分について、掲載しております。

※ 本文中に参照などで記載されている上記の欄以外の内容については、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課のホームページに掲載しております。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/iryokeikaku/aratanairyouteikaku.htm>)

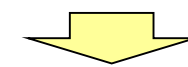
医療計画(地域医療構想)について

地域医療構想について

- 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに推計し、「**地域医療構想**」として策定。
 その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「**病床機能報告**」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「**地域医療構想調整会議**」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。



- (「地域医療構想」の内容)
- 2025年の医療需要と病床の必要量**
 - ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
 - ・在宅医療等の医療需要を推計
 - ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
 - 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例)** 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



都道府県
 医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

- 機能分化・連携については、「**地域医療構想調整会議**」で議論・調整。

なぜ地域医療構想が必要なのか？

～医療における2025年問題～

- ・ 2025年とは段階の世代が75歳になる年
－医療・介護需要増加の一つの節目（指標）
- ・ 高齢者人口の増加には大きな地域差
－地域によっては高齢者人口の減少が既に開始
- ・ 医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。



北海道

その先へ。道へ。北海道
Hokkaido. Expanding horizons.

北海道医療計画[改訂版](別冊)
—北海道地域医療構想—

平成28年12月

北海道

目次

第1章 基本的事項	1	
1 趣 意		
2 地域医療構想で「目指す姿」		
3 構想区域		
4 名 称		
5 期 間		
6 策定体制		
7 進行管理		
第2章 地 勢	5	
1 地理的状況や特殊性		
2 交通機関の状況		
第3章 人口の推計	7	
1 人口の推計		
2 世帯数		
3 北海道人口ビジョン		
第4章 患者及び病院等の状況	11	
1 入院患者の受療動向		
2 地域別病床数(病院・診療所)		
3 病院の病床利用率		
4 病院の平均在院日数		
5 医療費の状況		
6 医療施設の状況		
7 病床機能割合制度の結果		
8 医療従事者の状況		
9 介護関係施設整備の状況		
第5章 医療需要及び必要とされる病床数の推計	20	
1 将来必要となる病床数推計の概要		
2 推計方法		
3 推計結果		
4 今後の議論に向けて		
第6章 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討	35	
1 地域医療構想を実現していくに当たっての課題		
2 医療機関相互の役割分担と連携の促進		
3 医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築		
4 医療・介護従事者の確保・養成		
第7章 地域医療構想策定後の取組	61	
1 基本的な考え方		
2 地域医療構想の実現に向けた取組		
3 推進体制		
4 スケジュール		
5 北海道知事による対応		
6 住民の理解促進		
第8章 構想区域ごとの状況	66	
第9章 資料編	138	

※2025年の医療需要を推計したものの。

地域医療構想において将来（2025年に）必要と推計している病床数

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
南 渡 島	585	1,759	1,618	895	4,857
南 檜 山	0	56	119	70	245
北渡島檜山	18	103	196	228	545
札 幌	3,913	10,951	8,923	11,999	35,786
後 志	164	638	856	1,264	2,922
南 空 知	98	474	708	645	1,925
中 空 知	124	424	435	626	1,609
北 空 知	17	100	153	252	522
西 胆 振	279	800	620	1,127	2,826
東 胆 振	233	752	800	677	2,462
日 高	20	103	259	255	637
上川中部	689	1,795	1,613	1,528	5,625
上川北部	63	229	251	249	792
富 良 野	25	120	177	165	487
留 萌	35	142	191	195	563
宗 谷	28	127	271	156	582
北 網	275	790	744	641	2,450
遠 紋	46	186	285	261	778
十 勝	363	1,141	1,207	1,356	4,067
釧 路	355	1,139	769	750	3,013
根 室	20	97	236	144	497
合 計	7,350	21,926	20,431	23,483	73,190

【推計方法】

病床機能	推計区分
高度急性期	医療機関所在地
急性期	
回復期	患者住所地
慢性期	

【病床利用率】

病床機能	病床利用率
高度急性期	75%
急性期	78%
回復期	90%
慢性期	92%

2013年のレセプトデータ等に基づき推計

病床機能報告制度

令和2年度 病床機能報告

令和2年度の病床機能報告は、令和2年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所が対象です。

報告対象	819施設(病院473施設、有床診療所346施設)
集 計	789施設(病院461施設、有床診療所328施設)
[報告率]病院	461施設／473施設 97.5%
診療所	328施設／346施設 94.8%
全 体	789施設／819施設 96.3%

(補足事項)

○報告対象外となる医療機関は、以下のとおりです。

①一般病床・療養病床を有していない医療機関

※許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関

②都道府県に全許可病床を返還済み又は令和3年3月31日までに返還予定(無床診療所に移行予定)である医療機関

③特定の条件に該当する医療機関

・刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関(宮内庁病院)

・特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの

※一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象

④休院・廃院済み又は令和3年3月31日までに休院・廃院予定である医療機関

⑤令和2年7月2日以降に新たに開設した医療機関

○資料中の「休棟等」は、令和2年7月1日時点で、休棟中又は病床機能について未回答(許可病床数は回答)の病床数です。

○重複等の明らかな記載誤りについては、道で内容を修正しています。

○今後、報告書の訂正などにより、内容を変更することがあります。

(未報告病院の集計について)

○令和2年度の病床機能報告については、新型コロナウイルス感染の対応等により、未報告医療機関が例年より多く、地域動向を把握するには、病床機能報告結果のみでは不十分であるため、次のとおり対応している。

①令和2年度は未報告であったが、令和元年度は報告のあった医療機関は次のとおり数値を代用する。(21医療機関)

・道が独自に実施している令和2年度意向調査の結果を代用する。

※なお、同調査の回答がなかった場合は令和元年度病床機能報告の数字を代用する。

②令和2年度及び令和元年度ともに未報告である医療機関は数値を代用しない。(9医療機関)

2020(令和2)年7月1日時点の医療機能【稼働病床ベース】

二次圏域	医療機能	病院	診療所	計
南 渡 島	高度急性期	638	0	638
	急性期	2,642	186	2,828
	回復期	662	0	662
	慢性期	1,164	74	1,238
	休 稼 等	0	0	0
	計	5,106	260	5,366
南 檜 山	高度急性期	0	0	0
	急性期	159	0	159
	回復期	0	0	0
	慢性期	101	0	101
	休 稼 等	0	0	0
	計	260	0	260
北 渡 島 檜 山	高度急性期	0	0	0
	急性期	201	0	201
	回復期	120	0	120
	慢性期	213	0	213
	休 稼 等	0	0	0
	計	534	0	534
札 幌	高度急性期	2,666	0	2,666
	急性期	14,189	1,383	15,572
	回復期	2,986	102	3,088
	慢性期	11,434	94	11,528
	休 稼 等	0	14	14
	計	31,275	1,593	32,868
後 志	高度急性期	102	0	102
	急性期	1,229	174	1,403
	回復期	342	33	375
	慢性期	740	51	791
	休 稼 等	0	0	0
	計	2,413	258	2,671
南 空 知	高度急性期	0	0	0
	急性期	1,009	171	1,180
	回復期	103	19	122
	慢性期	714	8	722
	休 稼 等	0	0	0
	計	1,826	198	2,024
中 空 知	高度急性期	34	0	34
	急性期	662	44	706
	回復期	149	19	168
	慢性期	858	0	858
	休 稼 等	0	2	2
	計	1,703	65	1,768
北 空 知	高度急性期	0	0	0
	急性期	149	0	149
	回復期	32	0	32
	慢性期	407	0	407
	休 稼 等	0	0	0
	計	588	0	588

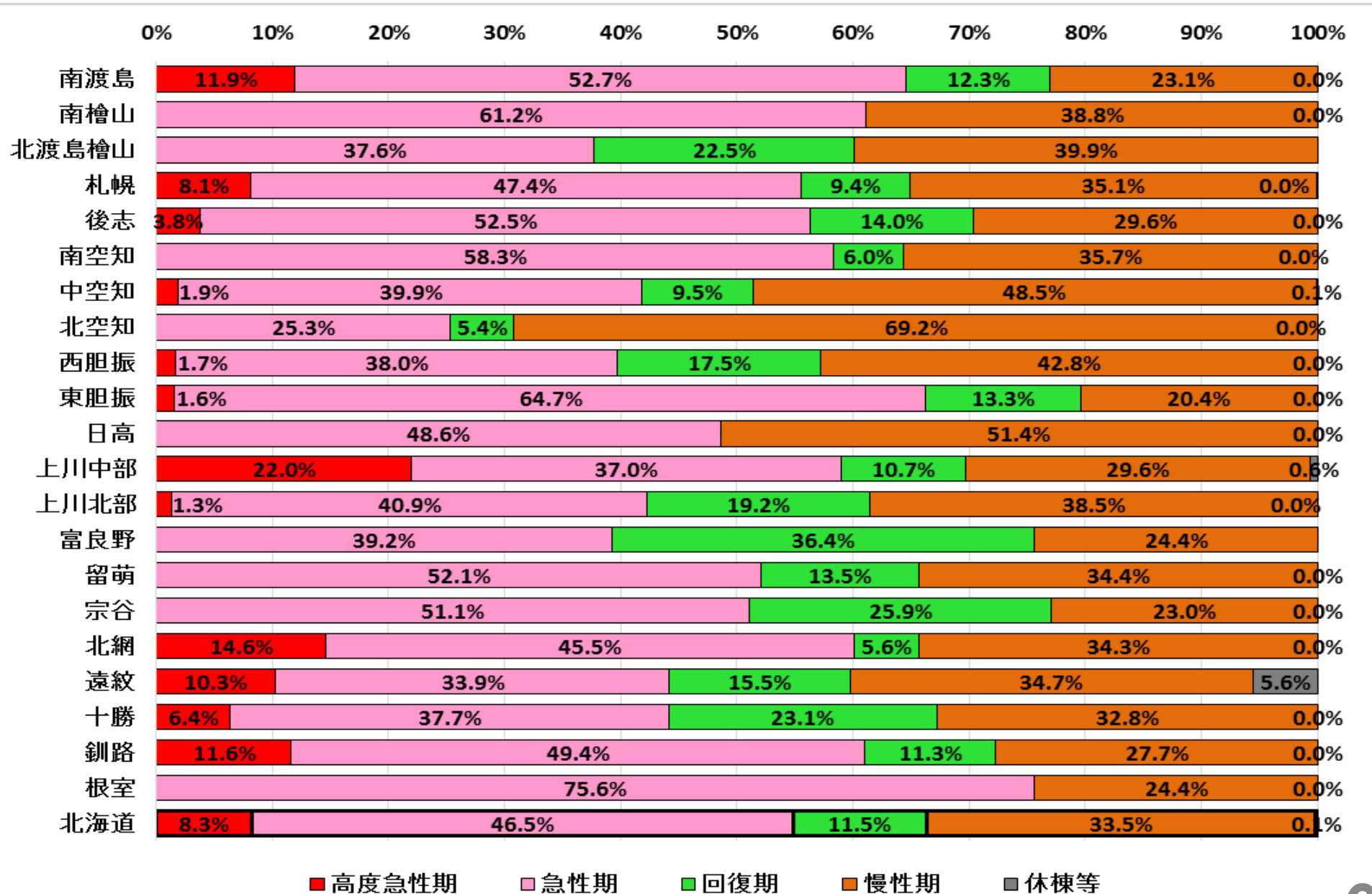
二次圏域	医療機能	病院	診療所	計
西 胆 振	高度急性期	56	0	56
	急性期	1,209	45	1,254
	回復期	577	0	577
	慢性期	1,413	0	1,413
	休 稼 等	0	0	0
	計	3,255	45	3,300
東 胆 振	高度急性期	33	0	33
	急性期	1,132	198	1,330
	回復期	274	0	274
	慢性期	420	0	420
	休 稼 等	0	0	0
	計	1,859	198	2,057
日 高	高度急性期	0	0	0
	急性期	268	8	276
	回復期	0	0	0
	慢性期	274	18	292
	休 稼 等	0	0	0
	計	542	26	568
上 川 中 部	高度急性期	1,303	0	1,303
	急性期	1,962	233	2,195
	回復期	560	76	636
	慢性期	1,685	72	1,757
	休 稼 等	38	0	38
	計	5,548	381	5,929
上 川 北 部	高度急性期	11	0	11
	急性期	318	25	343
	回復期	161	0	161
	慢性期	323	0	323
	休 稼 等	0	0	0
	計	813	25	838
富 良 野	高度急性期	0	0	0
	急性期	145	19	164
	回復期	152	0	152
	慢性期	102	0	102
	休 稼 等	0	0	0
	計	399	19	418
留 萌	高度急性期	0	0	0
	急性期	247	38	285
	回復期	74	0	74
	慢性期	188	0	188
	休 稼 等	0	0	0
	計	509	38	547
宗 谷	高度急性期	0	0	0
	急性期	324	19	343
	回復期	136	38	174
	慢性期	142	12	154
	休 稼 等	0	0	0
	計	602	69	671

二次圏域	医療機能	病院	診療所	計
北 網	高度急性期	337	0	337
	急性期	1,016	31	1,047
	回復期	110	19	129
	慢性期	713	76	789
	休 稼 等	0	0	0
	計	2,176	126	2,302
遠 紋	高度急性期	92	0	92
	急性期	303	0	303
	回復期	139	0	139
	慢性期	291	19	310
	休 稼 等	50	0	50
	計	875	19	894
十 勝	高度急性期	267	0	267
	急性期	1,492	93	1,585
	回復期	931	39	970
	慢性期	1,352	25	1,377
	休 稼 等	0	0	0
	計	4,042	157	4,199
釧 路	高度急性期	397	0	397
	急性期	1,614	70	1,684
	回復期	385	0	385
	慢性期	917	27	944
	休 稼 等	0	0	0
	計	3,313	97	3,410
根 室	高度急性期	0	0	0
	急性期	327	14	341
	回復期	0	0	0
	慢性期	110	0	110
	休 稼 等	0	0	0
	計	437	14	451
合 計	高度急性期	5,936	0	5,936
	急性期	30,597	2,751	33,348
	回復期	7,893	345	8,238
	慢性期	23,561	476	24,037
	休 稼 等	88	16	104
	計	68,075	3,588	71,663

2019年と2020年の報告内容等の比較【許可病床ベース】

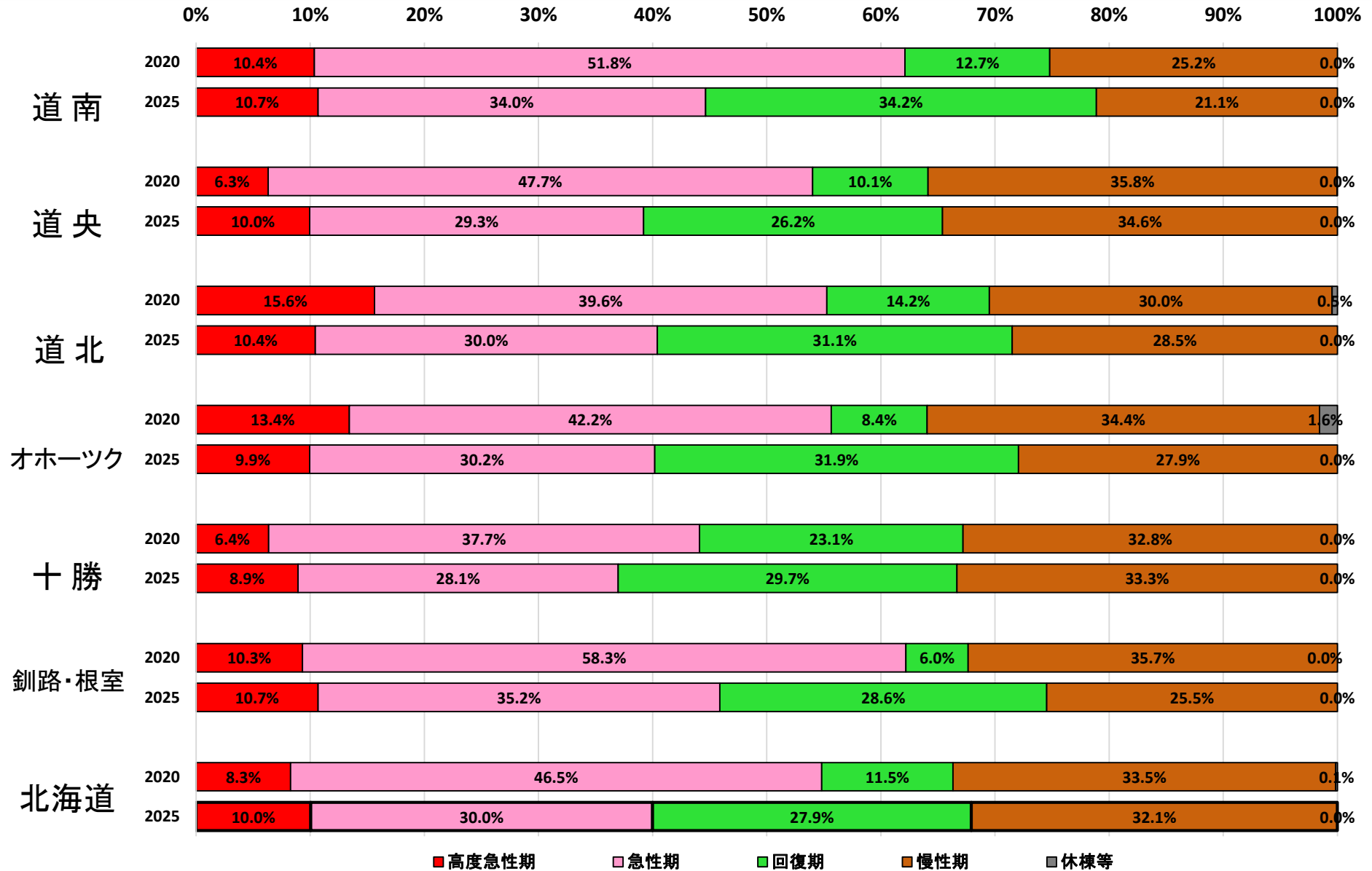
二次圏域	増 減 (2020-2019)						対 比 (2020/2019)					
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
南 渡 島	162	▲ 158	▲ 3	3	▲ 42	▲ 38	133.5%	94.8%	99.5%	100.2%	80.6%	99.3%
南 檜 山	0	0	0	▲ 19	29	10	0.0%	100.0%	0.0%	89.8%	143.3%	102.3%
北渡島檜山	0	▲ 70	70	▲ 240	▲ 37	▲ 277	0.0%	79.2%	202.9%	47.1%	39.3%	69.9%
札 幌	▲ 685	90	▲ 24	6	▲ 75	▲ 688	79.7%	100.6%	99.2%	100.1%	89.8%	98.0%
後 志	▲ 47	141	41	▲ 136	▲ 100	▲ 101	68.5%	110.9%	111.1%	85.4%	55.0%	96.6%
南 空 知	0	86	▲ 26	▲ 59	0	1	0.0%	107.5%	83.5%	92.7%	100.0%	100.0%
中 空 知	8	▲ 14	▲ 8	▲ 102	18	▲ 98	130.8%	98.1%	95.5%	89.5%	122.8%	95.0%
北 空 知	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
西 胆 振	0	2	1	▲ 53	▲ 35	▲ 85	100.0%	100.2%	100.2%	96.7%	82.5%	97.7%
東 胆 振	0	23	▲ 4	▲ 109	0	▲ 90	100.0%	101.7%	98.6%	79.4%	100.0%	96.0%
日 高	0	34	0	▲ 34	0	0	0.0%	113.4%	0.0%	89.6%	100.0%	100.0%
上 川 中 部	41	▲ 67	▲ 185	▲ 99	22	▲ 288	103.2%	97.1%	78.7%	94.9%	116.2%	95.6%
上 川 北 部	0	0	▲ 60	60	0	0	100.0%	100.0%	73.8%	121.2%	0.0%	100.0%
富 良 野	0	0	0	▲ 43	0	▲ 43	0.0%	100.0%	100.0%	75.4%	0.0%	91.2%
留 萌	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
宗 谷	0	▲ 19	19	0	0	0	0.0%	94.9%	112.3%	100.0%	100.0%	100.0%
北 網	4	▲ 83	▲ 19	19	7	▲ 72	101.2%	93.3%	87.2%	102.5%	104.5%	97.3%
遠 紋	0	▲ 8	32	▲ 50	12	▲ 14	100.0%	97.7%	129.9%	86.4%	109.9%	98.6%
十 勝	▲ 106	▲ 21	157	13	▲ 12	31	71.6%	98.8%	117.9%	100.9%	91.5%	100.7%
釧 路	▲ 175	165	60	97	0	147	69.4%	110.6%	118.2%	111.3%	100.0%	104.4%
根 室	0	72	0	▲ 60	▲ 72	▲ 60	0.0%	121.1%	0.0%	64.7%	13.3%	89.9%
北 海 道	▲ 798	173	51	▲ 806	▲ 285	▲ 1,665	88.3%	100.5%	100.6%	96.8%	88.9%	97.9%

2020(令和2)年7月1日時点の医療機能等の割合【稼働病床ベース】



2020（令和2）年7月1日時点の医療機能等の割合【稼働病床ベース／三次医療圏】

地域医療構想において将来（2025年に）必要と推計している病床数との比較



※地域医療構想は、二次医療圏と同一区域とする構想区域ごとに推進しているものであり、三次医療圏として比較するものではないことに留意。

2025年（令和7年）に必要とされる病床数の推計（全道）



平成28年12月に策定した「北海道地域医療構想」で定める2025年における病床の機能区分ごとの必要とされる病床数（病床推計）です。

この「必要病床数」は、固定されたものではなく、あくまで構想策定時点における2025年の見通しであり、今後の医療ニーズの変化についての「大まかな方向性」と捉えることが適当です。

基準病床数は、医療法に基づき「北海道医療計画」で定める二次医療圏ごとの病床の整備目標であるとともに、それ以上の病床の増加を抑制するための基準です。

病床機能報告制度は、医療法に基づく医療機関からの自主申告、病棟単位での報告であるため、「2025年の病床推計」と単純には比較できません。

統計法に基づく令和元年医療施設調査で報告された「一般病床」と「療養病床」の病床数で許可病床相当数となりますが、稼働していない病床も含まれています。

2025年（令和7年）に必要なとされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計(全道)



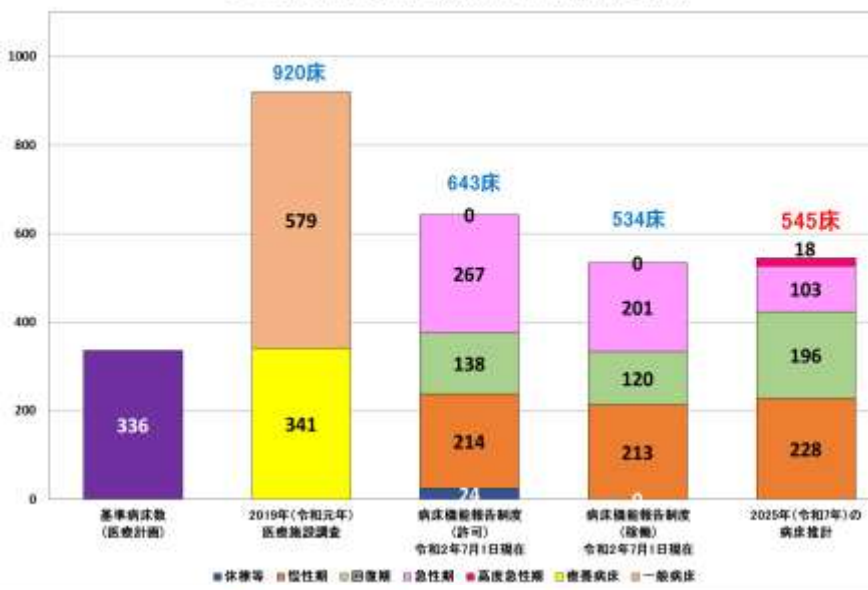
2025年に必要とされる病床数の推計(南檜山)



2025年に必要とされる病床数の推計(南渡島)



2025年に必要とされる病床数の推計(北渡島檜山)



■ 一般病床 ■ 療養病床 ■ 高度急性期 ■ 急性期 ■ 回復期 ■ 慢性期 ■ 休棟等

2025年（令和7年）に必要とされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計（札幌）



2025年に必要とされる病床数の推計（南空知）



2025年に必要とされる病床数の推計（後志）



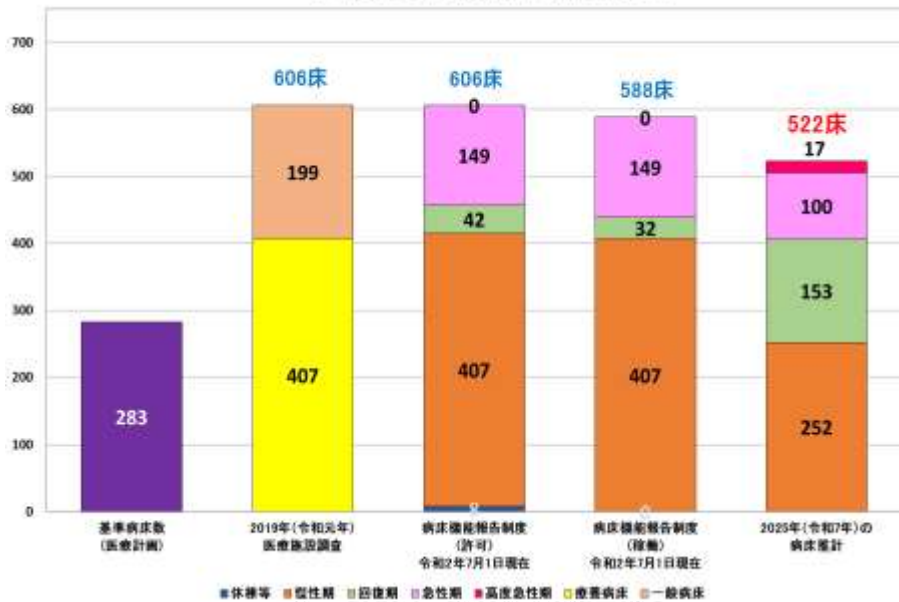
2025年に必要とされる病床数の推計（中空知）



■ 一般病床
 ■ 療養病床
 ■ 高度急性期
 ■ 急性期
 ■ 回復期
 ■ 慢性期
 ■ 休養等

2025年（令和7年）に必要とされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計（北空知）



2025年に必要とされる病床数の推計（東胆振）



2025年に必要とされる病床数の推計（西胆振）



2025年に必要とされる病床数の推計（日高）



■ 一般病床
 ■ 療養病床
 ■ 高度急性期
 ■ 急性期
 ■ 回復期
 ■ 慢性期
 ■ 休棟等

2025年（令和7年）に必要なとされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計(上川中部)



2025年に必要とされる病床数の推計(富良野)



2025年に必要とされる病床数の推計(上川北部)



2025年に必要とされる病床数の推計(留萌)



■ 一般病床
 ■ 療養病床
 ■ 高度急性期
 ■ 急性期
 ■ 回復期
 ■ 慢性期
 ■ 休棟等

2025年（令和7年）に必要とされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計（宗谷）



2025年に必要とされる病床数の推計（遠紋）



2025年に必要とされる病床数の推計（北網）



■ 休棟等 ■ 慢性期 ■ 回復期 ■ 急性期 ■ 高度急性期 ■ 療養病床 ■ 一般病床

2025年（令和7年）に必要なとされる病床数の推計

2025年に必要とされる病床数の推計（創路）



2025年に必要とされる病床数の推計（根室）



■ 一般病床
 ■ 療養病床
 ■ 高度急性期
 ■ 急性期
 ■ 回復期
 ■ 慢性期
 ■ 休棟等

病院数、病床規模

区 分		総数	20～ 49床	50～ 99床	100～ 299床	300～ 499床	500床 以上	
全国	病院数	8,300	887	2,058	3,892	1,062	401	
	構成比	100%	10.7%	24.8%	46.9%	12.8%	4.8%	
	うち市町村立 病院(7.4%)	病院数	612	60	156	232	118	46
		構成比	100%	9.8%	25.5%	37.9%	19.3%	7.5%
北海道	病院数	552	52	151	272	58	19	
	構成比	100%	9.4%	27.4%	49.3%	10.5%	3.4%	
	うち市町村立 病院(14.5%)	病院数	80	19	33	13	11	4
		構成比	100%	23.6%	41.3%	16.3%	13.8%	5.0%

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し**、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容**持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債(特別分)や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・**機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・**医師・看護師等の確保**(特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化)
- ・医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標